## (借家法)更新拒絶の通知 H14-14-1 ≪#362≫

【問】 建物賃貸借契約(以下この間において「契約」という。) の終了に関し、正誤をつけよ。

期間の定めのある建物賃貸借において、賃貸人が、期間満了の1年前から6月前までの間に、更新しない旨の通知を出すのを失念したときは、賃貸人に借地借家法第28条に定める正当事由がある場合でも、契約は期間満了により終了しない。

【答え】正しい

## ≪ポイント≫ 建物賃貸借契約の更新等

建物の賃貸借について期間の定めがある場合において、**当事者**が期間の満了の**1年前から 6月前**までの間に相手方に対して**更新をしない旨の通知**をしなかったときは、従前の契約と同一の条件で**契約を更新したものとみなす。**ただし、**その期間は、定めがないもの**とする。 (借々法 26条1項参照)

## ≪ポイント≫ 建物賃貸借契約の更新拒絶等の要件

建物の**賃貸人**による第26条第1項の通知は、**正当の事由**があると認められる場合でなければ、することができない。 (借々法28条1項参照)